

免震材料に関する第三者委員会（第1回）議事要旨

日時：平成27年4月3日（金）19：00～21：15

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

（1）説明事項 東洋ゴム工業による免震材料の不正事案の概要について ＜事務局より資料2について説明後、質疑応答＞

（委員）55棟に使われていた製品については、開発当時はきちんとしたものだったが、それが作れなかったということなのか、あるいは、そもそも性能がなかったものなのか。
（事務局）完全に解明できているわけではないが、開発当時は、かなり苦労したものの、所要の性能を有する製品が製造されていたものと思われる。量産に至る過程で、所要の性能が出せなかっただため、不適切な補正をしたのではないかと考えている。

（委員）今後、東洋ゴムはきちんとした製品を量産できるのか。

（事務局）他部門の人材を投入して開発を進めていると聞いているが、現時点ではそれ以上のことは不明である。

（2）審議事項

＜事務局より資料3を説明後、質疑応答及び①～③の審議事項を審議＞

① 不正な55棟の安全性について

（委員）大臣認定を行う際にクライテリアを定めているが、そもそも余力があるため、今回の安全性検証を行った結果大丈夫だったと言うことであり、他の建築物に比べて余力は小さくなっていると考えられる。

（委員）告示免震であれば上部構造は許容応力度計算が行われており、また、時刻歴免震も上部構造は弹性限で設計されているため、設計上の余力を有している。今回の検証ではそこの余力をはき出しているが、基準法が要求する耐震性能としてはOKだと理解している。

（委員）検証における上部構造の変形クライテリアを1／100以上とした根拠は何か。

（事務局）時刻歴応答解析におけるクライテリアが1／100以上とされている。

（委員）極稀地震に対して基準法上の変形制限はなく、時刻歴応答解析の業務方法書では1／100である。

（委員）前提条件として、材料が適正なものと言えるのかという点がある。55棟の方はストライクゾーンの中心がずれている。

（委員）全数交換はしてもらうべきである。

（委員）交換後の建物についても評価をしないといけない。どのようなプロセスで交換することになるのか。

（事務局）他社製のものに交換するのであれば、交換後の性能で建築物の構造計算をやり直すことになる。

② 55棟以外の疑いのある建築物の安全性について

(委員) 55棟について、もう少しデータがあった方が良いのではないか。データを集めのには時間がかかるのか。

(事務局) フロッピーディスクのデータが破損していて、取り出すのに時間がかかっていると聞いている。

(委員) ここでは、現段階で得られているデータで評価できることを問われている。

(委員) 55棟とは異なり、ストライクゾーンに収まるように製造していたが、ストライクゾーンから外れたものまで売ってしまったという問題である。製品として違うものを作っていたということではない。55棟とは違う問題として捉えた方がよい。

(委員) ロット単位でみると、値が偏っていて、全体的に外れているものもあるのではないか。建物単位でどうだったかがわからないため、最終的には詳細な条件で検証することが必要ではないか。

(委員) 個別のデータがあるものは、どの建物でどのような場所に使っているのかはわかるのか。

(事務局) 基本的に照合可能だと聞いている。

(委員) 55棟があれだけストライクゾーンから外れていても最終的に震度6強から7程度の地震に対して倒壊のおそれはないとすると、55棟以外についてそこまで大きな心配をしなければならないということではないと言えるのではないか。

③ 原因究明及び再発防止策の方向について

(委員) 指定性能評価機関に対し、なぜ見破れなかつたのかヒアリングしてほしい。

(委員) 社内で絶対ノーという文化を育てる必要がある。東洋ゴム工業の社内で、意見を吸い上げができるかどうか、風通しの良さの状況を把握しなければならない。別事案で、権限を与えられた副社長クラスのポストを設け、改善をした事例がある。

(委員) 品質管理を統括する責任者がきちんと役割と権限を持っているかが重要であり、それを確認する必要がある。他社とどのような差があったのか確認する必要がある。

(委員) ISO9001が不正防止に機能するのか検証する必要がある。

(委員) 品質管理については、担当者を一人にするなどということかもしれない

(委員) 過去に耐火偽装で不正があった他の会社が、その後、どのように対応したのかも確認した方がよい。

(以上)